**平成２２年（フ）第７５９号**
高知県土佐市宇佐町井尻38番地
債務者　松岡　明男
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第７７４号**
高知市桟橋通３丁目25番１―203号
債務者　藤谷美耶子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第７８４号**
高知市石立町90番地１
債務者　都積　美津
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第１５９号**
福岡県飯塚市目尾1161番地　市営目尾第２住宅24棟242号
債務者　井上　光子
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２２年（フ）第９６７号**
北九州市八幡西区陣原４丁目５番15号
債務者　野間久美子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１０１０号**
北九州市小倉南区長行東１丁目７番５―301号
債務者　牧野　一士
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１０６０号**
北九州市八幡西区光明２丁目３番22号
債務者　杉野　紀彦
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１０８８号**
北九州市八幡西区幸神３丁目８番３号
債務者　今村　慎二（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第１１１４号**
福岡県中間市太賀２丁目７番14号
債務者　牟田　茂信
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２２年（フ）第３８５号**
佐賀県佐賀市神野西３丁目３番９号
債務者　丹羽久美子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第３９５号**
佐賀県鳥栖市村田町30番地１サンライズ中島Ｃ―４
債務者　原　　恵美
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第４０３号**
佐賀県佐賀市神園４丁目５番722号
債務者　坂田利枝子
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第４０４号**
佐賀県佐賀市天祐１丁目７番12号
債務者　飯田　隆博
1　決定年月日時　平成22年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２２年（フ）第２２５号**
佐賀県嬉野市嬉野町大字不動山甲17番地４
債務者　廣川　　順
1　決定年月日時　平成22年11月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２２年（フ）第２５号**
長崎県壱岐市石田町久喜触181番地、旧住所長崎県壱岐市郷ノ浦町田中触926番地１
債務者　嶋邑　光助
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
長崎地方裁判所壱岐支部

**平成２２年（フ）第２９２号**
宮崎県西都市大字南方2666番地１
債務者　金丸　　浩
1　決定年月日時　平成22年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第４４０号**
宮崎市大字島之内7480番地10
債務者　植田　英司
1　決定年月日時　平成22年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２２年（フ）第２４０号**
宮崎県延岡市西階町１丁目4196番地
債務者　杉村憲一郎
1　決定年月日時　平成22年11月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月11日まで
宮崎地方裁判所延岡支部